

## 旅行条件（必ずお読みください）



五島市観光協会  
旅行条件のご案内



新上五島町観光物産協会  
予約のご案内



NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会  
予約のご案内

### 1. 旅行のお申込みと契約の成立について

本旅行は（一社）五島市観光協会が実施するもので、参加される方は当協会と募集型企画旅行契約を結んでいただきます。旅行のお申込みは、申込書に所定事項を記入の上お申込み下さい。お客様との旅行契約は、当協会の承諾をもって成立するものとします。

### 2. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただきます。

### 3. 旅行契約内容及び旅行代金の変更について

当協会は、天災地変、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

### 4. お客様による旅行契約の解除について

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

(1) 11日目にあたる日までの取消…無料

(2) 10日目以降8日目にあたる日までの取消…

旅行代金の20%

(3) 7日目以降2日目にあたる日までの取消…

旅行代金の30%

(4) 旅行開始日の前日の取消…

旅行代金の40%

(5) 旅行開始日当日の旅行開始前の取消…

旅行代金の50%

(6) 旅行開始後および無連絡不参加…旅行代金の全額

### 5. 当協会による旅行契約の解除について

ご参加のお客様が最少催行人員に満たない場合、当協会は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日より前に通知します。

### 6. 当協会の責任及びお客様の責任について

当協会は当協会又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します（お荷物に係る賠償限度額は15万円）

ただし天災地変、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中の伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。当協会はお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当協会が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

### 7. 特別補償について

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

### 8. 旅程保証について

旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行商品について変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

### 9. 個人情報の取扱いについて

当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当協会の企画・キャンペーン商品のご案内、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 10. その他

ご参加いただいたお客様には、アンケートにご回答いただけます。また、現地でメディアの取材を受ける場合がございます。この旅行条件は、2017年5月1日現在を基準としております。この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当協会の「旅行業約款」（募集型企画旅行契約の部）によります。詳しい内容につきましては係員にお尋ねください。

●募集型企画旅行実施可能区域：五島市、新上五島町、長崎市

### 1. 旅行のお申込み及び契約成立

（イ）参加される方は、お申込書に所定の事項を記入し、お申込みいただきます。申込書が到着し、当協会の承諾をもって成立するものとします。

（ロ）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当協会から予約の旨を通知した後、予約の申し込みを承諾した旨を通じた日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

### 2. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただきます。

### 3. お客様によるご予約の解除について

お申込み後、お客様のご都合で予約を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

（1）前日起算3日前までの取消…代金の30%

（2）前日までの取消…代金の50%

（3）ご利用当日の取消…代金の100%

### 【悪天候によるキャンセルについて】

海上時化等、悪天候が予想される場合は、来島の中止を検討いたします。

（イ）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当協会から予約の旨を通知した後、予約の申し込みを承諾した旨を通じた日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

### 4. 取消料について

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料ならびに違約料をお支払いいただきます。

（イ）出発日の1日前にあたる日までに取消した場合

…無料

（ロ）出発日の1日前から8日前までに取消した場合

…旅行代金の20%

（ハ）出発日の7日前から2日前までに取消した場合

…旅行代金の30%

（二）出発日の前日の取消の場合

…旅行代金の40%

（ホ）出発日当日の取消の場合

…旅行代金の50%

### 【（ヘ）を除く】

（ヘ）旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合

…旅行代金の100%

### 4. 旅行代金の適用

中学生以上の方は大人代金、小学生はこども料金となります（未就学児は無料）。

### 5. 特別補償

当協会は当協会または当協会が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に故意かつ偶然な外来の事故により、その身体または手荷物上に被つた一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円

・入院見舞金：2～20万円

・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円

（ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

### 6. 旅行契約の解除について

ご参加のお客様が最少催行人数に満たない場合、当協会は旅行催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前に連絡し、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

### 7. 個人情報の取扱いについて

当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当協会の企画・キャンペーン商品のご案内、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 8. その他・基準期日

（1）この旅行条件は、2016年4月1日現在を基準としております。

（2）この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当協会の「旅行業約款」（募集型企画旅行契約の部）によります。詳しい内容につきましては係員にお尋ねください。

●募集型企画旅行実施可能区域：五島市、新上五島町、長崎市

### 1. 旅行のお申込みご予約について

旅行の申し込みは、申込書に所定事項をご記入の上お申込みいただけます。お客様とのお申込み予約の成立は、当協会の承諾を持って成立するものとします。

（ロ）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当協会から予約の旨を通知した後、予約の申し込みを承認した旨を通じた日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

### 2. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただけます。

### 3. お客様によるご予約の解除について

お申込み後、お客様のご都合で予約を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただけます。

（1）前日起算3日前までの取消…代金の30%

（2）前日までの取消…代金の50%

（3）ご利用当日の取消…代金の100%

### 【悪天候によるキャンセルについて】

海上時化等、悪天候が予想される場合は、来島の中止を検討いたします。

（ロ）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当協会から予約の旨を通知した後、予約の申し込みを承認した旨を通じた日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

### 4. 安全管理について

野外での体験には、怪我・病気につながる事故が発生する危険性が常に潜んでいます。スタッフは、事前の安全の確保と万が一事故が起こった際の対応には最大限努めますが、参加者の皆様も安全管理に一定の責任を負っている旨をご理解いただき、安全なプログラム実行にご協力ください。また、不慮の事故が発生し、医療機関での治療が必要な場合、当団体加盟の傷害保険の範囲内で対応させていただきます。

### 5. 個人情報の取扱いに対する基本方針

当社は個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、当社の事業活動全てにおいて、当社で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を行なうことにより、お客様の個人情報を護ります。

（1）適正な取得 当社は個人情報の取得を適法かつ公正な手段により行ないます。

（2）利用目的の明確化 当社は個人情報の取得に際しては、その目的を明らかにして、第三者への提供が予定されている場合には、その目的と範囲を明確にした上で、適正な範囲で行ないます。

（3）目的外利用の制限 当社は個人情報の利用については、あらかじめ明示した目的の範囲内に限定し、お客様の承認無く、その目的の範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

（4）保護・管理 当社は保有する個人情報について、必要かつ適正なセキュリティ対策を施すとともに、個人情報を取り扱う部署ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。

（5）照会、修正等 お客様がご自身の個人情報の照会、修正、消去などを希望される場合は、当社は、そのご請求がお客様ご本人によるものであることを確認した上で、対応いたします。

個人情報の保護に関する法律第24条1項に基づく公表事項

1)個人情報取扱事業者の名称

特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会

2)保有個人データの利用目的当社の保有個人データは、企画、手配、ガイド、コーディネイト、旅行相談、一般業務全般（連絡、資料送付、手配、料金、旅行代金請求などを含む）並びに顧客満足度調査を行うため利用いたします。ダイレクトメール送付のための個人データ利用は、ダイレクトメール希望の旨を当社にお知らせいただいたお客様に限り、また電子メール等配信のための個人データ利用は登録されたお客様及び口頭・書面などで配信を希望されたお客様に限り行ないます。

3)開示等のご請求に応じる手続き当社の保有個人データに関して、ご本人又は代理人からの利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去（以下「開示等」といいます。）のご請求を受けた場合、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で回答します。

4)個人情報の管理について責任を有する者の名称

特定非営利活動法人おぢかアイランドツーリズム協会

理事長 吉元勝信 TEL0959-56-2646

### 6. その他

ご参加いただいたお客様には、アンケートにご回答いただけます。

また、現地でメディアの取材を受ける場合がございます。

ご不明な点等及び詳しい内容については係員にお尋ねください。

ご不明な点等及び詳しい内容については係員にお尋ねください。

# 五島列島 星空ナイトツアー

ようこそ、天然星空シアターの特等席へ

